

## 第 4 8 号 議 案

足立区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

足立区後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年足立区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「法第 5 5 条第 1 項」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 5 5 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「法第 5 5 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「法第 5 5 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第 5 5 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（ 5 ） 法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により区内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。